

構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針

平成 29 年 1 月 23 日
構造改革特別区域推進本部決定

東京圏国家戦略特別区域会議における新たな規制の特例措置に係る提案について、国家戦略特別区域法第 38 条第 1 項の規定に準じて、構造改革特別区域（以下「特区」という。）に係る提案とみなして取扱うこととし、内閣府が関係府省庁と調整を行った。さらに、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「関係府省庁において今後前向きに検討を進める」とされた規制改革事項についても検討を行った。

また、構造改革特別区域推進本部令第 1 条第 2 項に基づき、評価・調査委員会は、特区における特定事業の実施状況について評価を行い、平成 28 年 5 月 25 日、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」を構造改革特別区域推進本部長に提出した。

構造改革特別区域推進本部は、これらを踏まえ、今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 規制改革事項等に対する対応方針

(1) 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することとなった規制改革事項の実施時期、内容等は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項は、別紙 3 のとおりとする。これらについて、関係府省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣府に所要の報告を行い、内閣府は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

2. 評価・調査委員会の評価意見に対する対応方針

(1) 一部を全国展開する規制の特例措置

規制の特例措置の一部を全国展開するものは、別紙 4 のとおりとする。なお、全国展開される内容及び実施時期について構造改革特別区域基本方針

(以下「基本方針」という。)別表2に記載し、規制の特例措置として存続する内容については基本方針別表1に記載する。

関係府省庁は、基本方針別表2に追加した規制の特例措置を定める法令の改正等を行う。関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正等案と基本方針別表2の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

(2) 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

全国展開に関する評価を再度行うこととする規制の特例措置は、別紙5のとおりとする。これらの規制の特例措置については、別紙5に掲げる今後の対応方針に基づき、所要の対応を行うものとする。

別紙1 新たに構造改革特別区域において講じるべき規制の特例措置〔A分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
942	臨床試験専用病床の施設基準の緩和	医療法(昭和23年法律第205号)第23条第1項 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第16条第1項第3号及び第11号	病院の病床のうち、治験その他の臨床試験であって、健康な者(患者以外の者)を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施されるものを行うための病床について、構造設備の基準のうち病室の床面積及び当該病室に隣接する廊下幅に係る基準を緩和することについて、構造改革特区における規制の特例として必要な措置を講ずる。	厚生労働省

別紙2 全国において実施することとなった規制改革事項の実施時期、内容等〔B-1、B-2分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	措置区分
454 844	公立大学法人の知的財産権の出資に対する規制の緩和	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第21条、70条	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)において、地方独立行政法人法の改正を行い、公立大学法人が設立団体の長の認可を受けて、研究の成果の活用を促進する事業を実施する者への出資を行うことを可能とした。	平成28年5月20日 公布 (平成29年4月1日 施行)	総務省 文部科学省	法律
9-145	児童入所施設等の措置費の徴収金の収納事務の私人委託	地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項 児童福祉法(昭和22年法律第164号)	都道府県又は市町村の長は、施設入所等の措置費に係る徴収金の収納の事務について、私人に委託することができるものとする。	平成29年4月1日	厚生労働省	法律
12-111	自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送を可能とする規制の緩和	道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第3号	過疎地域等の物流ニーズに応えるため、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障が無い等一定の要件を満たした場合には、個別の許可により、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送を認めることとした。	平成28年3月31日	国土交通省	通達

別紙3 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
821	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第7項、第122条、第132条等	平成26年9月1日付けで所要の告示改正を行い、職業能力開発短期大学校等の大学以外の教育施設等における学修について、大学において単位として認定することを可能とした。平成27年度は、国又は都道府県が設置するいずれの職業能力開発短期大学校等においても大学と単位互換協定は締結されていないことを確認した。（平成28年3月7日現在厚生労働省職業能力開発局能力開発課調べ。）。このように、現状では、大学と職業能力開発短期大学校等との間で組織的な単位互換の取組は見られない。 一方、中央教育審議会における議論においては、職業能力開発短期大学校等から大学への編入学を可能とするためには、職業能力開発短期大学校等における学修の相当部分が、大学における学修に相当するものとして、既修得単位として振り替えることが認められることが前提となるとされているため、今後は、平成27年度間における単位認定の実績の把握を行う。	平成28年度中	文部科学省
1009	生産森林組合の施業の委託要件に係る制限の緩和	森林組合法第93条、第95条 森林組合法の運用について第2の1、2（昭和53年9月14日付け53林野組第175号林野庁長官通知）	新たな森林・林業基本計画（平成28年5月24日閣議決定）における「生産森林組合の活性化」との記載や生産森林組合制度に関する各地域の実態調査等を踏まえ、平成28年度中を目処に生産森林組合の施業委託に係る林野庁長官通知等の見直しを検討しているところ。	平成28年度中に実施予定	農林水産省
1241	特定経路における仮ナンバープレートの取り付け免除	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第36条の2 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第26条の5	総合特別区域法（平成23年法律第81号）に規定する「回送運行効率化事業」の実施状況については、後面の番号標の取付免除による作業効率化の効果は認められるが、平成26年9月に行った現地確認では、前面の番号標が適切に取り付けられていない事例、回送運行の隊列内に一般車両が混入する事例が見受けられた。 このため、平成28年度中に改めて総合特別区域法に規定する「回送運行効率化事業」の実施状況の現地調査等を行い、当該事業の実施状況等を見極めた上で本件に係る取扱いについて検討する。	平成28年度中	国土交通省

別紙4 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施 する法令等	実施時期	所管省庁
938	サービス管理責任者の資格要件 弾力化事業	都道府県知事が、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの遂行が困難であると認める場合に、サービス管理責任者の資格要件に係る実務要件を緩和する。	一部	社会福祉士等の国家資格を有する者の「当該資格に係る業務に従事した期間」の要件緩和については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、関係告示を改正し、地域を限定することなく全国展開を行う。	告示	平成28年度中	厚生労働省

別紙5 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
412	条例による事務 処理の特例に係 る事務の合理化 事業	条例による事務処理の特例により都道府県の事務権限が市町村へ移譲された場合、国との協議等は都道府県を経由しなくても良いものとする。	全国展開の可否を判断するために必要な基礎情報を関係府省庁において調査を行い、その結果について、平成28年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う。	平成28年度の関係府省庁から評価・調査委員会への調査結果報告の内容を踏まえ、平成30年度までに評価を行う。	総務省
834 (835)	地方公共団体の 長による学校等 施設の管理及び 整備に関する事 務の実施事業	教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能とする。	認定地方公共団体において構造改革特別区域法第29条の規定に基づく規則の整備がなされ、特区計画上の事業が実施された後に、その運用状況を見た上で、速やかに評価を行う。関係府省庁及び事務局においては、認定地方公共団体に対して規則の整備を促すこと。事務局においては、特区計画に掲げられた小学校への児童館併設事業の実施目途及び認定地方公共団体の総合教育会議における本特例措置の位置付けの議論について認定地方公共団体に確認するとともに、本特例措置に関して他の地方公共団体の活用ニーズについて整理すること。関係府省庁においては、本特例措置の全国展開を進めるという視点が重要であり、どのようにすれば全国展開の可能性があるかについて事務局とともに検討すること。上記の確認・整理事項については、平成28年度に評価・調査委員会に報告すること。	その他(認定地方公共団体において構造改革特別区域法第29条の規定に基づく規則の整備がなされ、特区計画上の事業が実施された後に、その運用状況を見た上で、速やかに評価を行う。)	文部科学省
1226	地域限定旅行業 における旅行業 務取扱管理者の 要件緩和事業	地域の旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認める。	関係府省庁においては、本特例措置をどの程度まで緩和できるかについて検討の上、その内容について、平成28年度中に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、その報告等に基づき改めて評価を行う。	平成28年度の関係府省庁から評価・調査委員会への調査結果報告の内容を踏まえ、平成30年度までに評価を行う。	国土交通省
1227	公有水面埋立地 における用途区 分柔軟化事業	埋立地において、生産施設と物流施設が区分なく立地できる「製造・流通業用地」を認める。	認定地方公共団体における特区計画の対象区域に進出した企業が事業を開始した日以降速やかに評価を行う。	その他(認定地方公共団体における特区計画の対象区域に進出した企業が事業を開始した日以降速やかに評価を行う。)	国土交通省